

第4回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する現状

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、「これから1、2週間が瀬戸際」としてから約2週間が経過した。専門家会議は「爆発的な感染拡大は進んでいない」との認識を示しているが、感染者は増加を続けている。

国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府は3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」を発表した。

○新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾（概要）

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
<ul style="list-style-type: none">・介護施設、障害者施設、保育所等に消毒液購入等の補助・マスク対策として、国がマスクを一括購入の上、介護施設等への緊急配布や必要な医療施設へ優先配布・PCR検査体制の強化として、検査の保険適用 等
2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ等の体制強化として、児童クラブの追加経費の国費支援、ファミリーサポートセンター事業の利用料減免分の国費支援・学校給食休止への対応として、学校設置者へ給食費の返還要求と国費支援 等
3 事業活動の縮小や雇用への対応
<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化 等
4 事態の変化に即応した緊急措置等
<ul style="list-style-type: none">・新たな法整備として、新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等特別措置法を適用・行政手続、公共調達等に係る臨時措置等として、確定申告期限の延長 等

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案の成立

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）の適用に新型コロナウイルス感染症を加える法律の改正案が13日にも成立する。

これにより、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合、首相が緊急事態を宣言でき、対象となる期間や区域を指定し、都道府県知事による外出自粛の要請、施設使用停止の指示などが可能になる。

○特措法改正による市の対応

「あま市新型インフルエンザ等対策行動計画」では、特措法による緊急事態宣言が行われた場合、市は直ちに対策本部を設置し、国が示す基本的対処方針により、必要な措置を講ずることとしている。

本市においては、**すでに対策本部を立ち上げ**、一般的な感染症予防対策をはじめ、市主催事業の中止、市公共施設の利用制限、職員の体温測定等、**感染拡大防止策を講じているところ**である。

(2) 今後の市の対応について

○イベントの中止、施設の利用制限の延長等

本市が行っている感染症拡大防止対策の内、第2回・第3回対策本部会議の決定事項については、3月15日または31日までとされているため、今後の対応を決定する必要がある。

【現在行っている対応】

対 応 策	期 限	今後の対応
職員の健康管理（体温測定）	15日まで	
市主催事業の中止・延期	15日まで	
貸館（期間内の利用受付）制限	31日まで	
一般施設の利用制限	15日まで	
子育て支援センター、療育施設の閉所	31日まで	
児童館の休館	15日まで	
保育園、児童クラブの開所	—	
スポーツ関連施設の休館	31日まで	
自主登校教室の設置	24日まで	

○本市で感染者が確認された場合の対応

近隣市においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されている。

県内感染者の中には、感染経路が特定されていないものも出てきていることもあり、本市においても、新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された場合を想定し、対策について検討しなければならない。



○市公共施設の消毒作業

新型コロナウイルス感染症陽性者が、市公共施設等を利用したことが判明した場合、施設の消毒が必要となる。

汚染場所等の消毒については、原則、施設管理者または市が実施することとなる。

消毒自体は、保健所の指導の下で行う事となるが、消毒剤（アルコールあるいは次亜塩素酸ナトリウム）、消毒に必要な資機材については市で用意しなければならない。

【資料】

- ・「感染症患者発生時における消毒マニュアル」（愛知県健康対策課）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する清掃・消毒について」
- ・消毒に必要な資機材一覧